（別紙１）

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に関する意見募集を実施した際の省令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	船員法施行規則第２条の３	コンテナ海中転落時の即時通報について、実態に即した規定の明確化のため、「最寄りの海上保安機関」の通報方法を「安全通信」と、「旗国の権限のある機関」の通報方法を「電話又は電子メール」と修正する。	技術的修正
2	船員法施行規則第２条の３	コンテナ海中転落時の通報事項について、ＳＯＬＡＳ条約の規定を踏まえ明確化・適正化する。	技術的修正
3	船員法施行規則第３条の２	漂流コンテナ発見時の通報事項について、ＳＯＬＡＳ条約の規定を踏まえ明確化・適正化する。	技術的修正
4	船員法施行規則第 57 条の２～第 57 条の 18	準用規定としていたものを、一部明文化したことにより、条文を追加する。	技術的修正
5	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 65 条の８～第 65 条の 10	準用規定としていたものを、一部明文化したことにより、条文を追加する。	技術的修正